平成23年1月19日 第16号 北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方

第3節 守秘義務と説明責任(生徒指導提要P135~P137)

1 守秘義務と説明責任

学校・教職員と保護者・地域社会が信頼関係を築くために、一方では守るべき秘密を守り、他方では尽くすべき説明は尽くすということが肝要であり、学校・教員は、時により相矛盾するこの2つの要請に対応することが必要です。

2 守秘義務

① 守秘義務とは

公務員は秘密を守る義務を有します(地方公務員法第34条)。ここでいう「秘密」とは、職務上知り得た秘密のすべてです。

② 守秘義務と告発義務

公務員は守秘義務もありますが、当該事項を告発して犯人の処罰を求めることについての公益上の要請が非常に強い場合は、例外的に告発を行うべきです。

③ 守秘義務と個人情報保護

高度情報通信ネットワーク社会を迎えて、個人情報保護の重要性はますます高まっているので、個人情報の有用性にも配慮しつつ、しっかりと個人情報を保護することが必要となります。(「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第7条)。 チームでの支援などで守秘義務を負わない者がチームに加わる場合には、個人情報保護のための契約書・誓約書などを交わすというような工夫が求められます。

④ 守秘義務と情報公開・説明責任

学校・教職員には秘密を保守する義務がある一方で、地域社会や保護者に教育情報を公開し、説明責任を尽くすことが求められます。

3 説明責任

① 説明責任と情報公開

説明責任という言葉は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の目的規定(第1条)に使われています。これは、 もともとは、主権者たる国民から行政権の行使を託された者は、行政の運営について国民に説明する責任があるし、また説明で きるように運営しなければならないという考え方です。そして、説明責任を果たすためには、情報の公開が必要であるというこ とになります。この説明責任を、権限の行使を委ねた側から見れば、委ねた側にはいわゆる「知る権利」があると解釈すること も可能です。学校教育の場に当てはめてみると、教育を委ねられた者として、教育を委ねた者に教育現場の運営について説明す る責任があるということです。

② 学校教育と説明責任・情報公開

説明責任を果たすには、積極的に学校・教員から情報を提供する、発信するという手法と、保護者や地域社会から求められた場合に説明するという手法があります。

- 積極的な情報提供 ~ 誤解を防ぎ、紛争の芽を摘む機能があります。
- 求められて情報を公開 ~ 第三者のプライバシーにかかわる場合や学校運営に支障が生ずるおそれがある場合には、求めに にずる必要はありませんが、学校運営への支障のおそれは、実質的なもので一定の蓋然性がなければなりません。
- ③ 地域社会への説明責任と個別の保護者への説明責任

教育現場における説明責任は、保護者や地域全体への説明責任と個別の保護者に対する説明責任に分けて考えることが適切です。ただし、児童虐待が疑われるような場合などは、親権者に対しても、児童生徒の権利利益保護の観点から児童生徒の利益と相反する情報の公開をしてはならないことになります。

④ 説明責任とマスコミ対応・危機管理

地域全体への説明責任を果たすため、マスコミの取材にどのように対応するかということも重大な課題です。通常(平時)の 取材であれば守秘義務と個人情報保護に注意して対応すれば足りるでしょう。もっとも、その場合でも、必ず責任者を通して取 材を受けるという心構えが必要です。

緊急時の対応については、あらかじめ、学校としての意思を統一して危機管理の対応策を決めておくことが望ましいといえます。 重要なのは、学校として守るべき利益はなにかを見極め、個別の対応ではなくマスコミ全体に対して、迅速に、責任者が一元的に対応するあるいは対応の場を提供するということになります。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。